

# 氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和4年度 8月度)

- 1 日 時 令和4年8月1日(月)  
開会：午後3時00分  
閉会：午後3時20分
- 2 場 所 氷見市C棟3階 301会議室
- 3 出席委員 12名  
2番 中葉 隆 3番 道淵 登 4番 上出 義美  
5番 西塚 信司 6番 田中 昭一 7番 吉田 武嗣  
8番 宮木 克幸 11番 嵐 浩由 12番 扇谷 俊彦  
13番 山下 茂昭 14番 岩上 茂 15番 松原 邦夫
- 4 欠席委員 1番 山下 裕 9番 小澤 幹夫 10番 田中 利男
- 5 議 題 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について  
第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について  
意見を付する件
- 6 職務のため出席した事務局等職員  
4名  
局 長 西島 秀元 主 任 西山 直樹 事務員 池田 幸代  
  
市長部局から  
農林畜産課 主事 前田 智之
- 7 総会の概要  
(事務局) ただいまから、令和4年度8月度定例総会を開催いたします。  
はじめに、会長から挨拶がございます。  
  
(会長) 挨拶 (略)  
  
(事務局) 今回は、農業委員会憲章の朗読を割愛いたします。

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、  
第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について  
第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について  
意見を付する件  
であります。

□議長(会長) 本日は、山下裕委員、小澤委員、田中利男委員から欠席の報告を受けていますが、在任委員15名中12名と過半の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長(会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、嵐委員、扇谷委員をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) (趣旨説明の後、農林畜産課より説明)

第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、ご説明いたします。

番号1～——の借受人の氏名、面積を確認

以上、相対設定分の合計で\_\_筆、設定面積\_\_m<sup>2</sup>を\_\_名、中間管理機構分の合計で\_\_筆、設定面積\_\_m<sup>2</sup>を\_\_名の貸し手から、利用権の設定を受けるものとなっています。

また、利用権移転としまして個人から法人となった1社について、合計\_\_筆、設定面積\_\_m<sup>2</sup>を移転するもので、関係所有者は\_\_名です。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。よろしくをお願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

（\*\*委員） 移転の場合は、所有者の同意は必要ですか。

（事務局） はい、書類に同意印が必要です。

□議長（会長） 他にありませんか。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件5件につきまして、ご説明いたします。

農地法第4条の許可申請は、土地の所有者本人が農地を農地以外のものに転用する場合、第5条の許可申請は、所有者以外への所有権移転、使用貸借権設定、賃貸借権設定を伴う場合に行うものです。

なお、許可基準につきましては、後ほど説明させていただきます。

今回の案件は、第4条申請が1件、第5条申請が4件となっております。

番号1、地区は——です。

譲受人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

譲渡人は富山市\*\*——番地（氏名\*\*）、

申請地は氷見市\*\*——番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地は耕作されていない状況でした。

申請面積は——m<sup>2</sup>、転用目的が——、権利は——です。

農地区分は第3種農地です。

番号2、地区は——です。

この案件は第4条申請です。

申請人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

申請地は氷見市\*\*——番、申請書において地目は登記が田、現況が宅地、現地は住宅敷地になっている状況でした。

申請面積は——m<sup>2</sup>、転用目的が——です。

農地区分は第1種農地です。

なお、こちらは違反転用の状態となっていたことから始末書の提出を受けております。

番号3、地区は——です。

譲受人は高岡市\*\*——番地（氏名\*\*）、

譲渡人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

申請地は氷見市\*\*——番、申請書において地目は登記、現況ともに畑、現地は耕作されていない状況でした。

申請面積は——m<sup>2</sup>、転用目的が——、権利は——です。

農地区分は第2種農地です。

番号4、地区は——です。

譲受人は高岡市\*\*——番地（氏名\*\*）、

譲渡人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

申請地は氷見市\*\*——番、申請書において地目は登記、現況ともに畑、現地は畑として利用されている状況でした。

申請面積は——m<sup>2</sup>、転用目的が——、権利は——です。

農地区分は氷見市\*\*——番が第3種農地、その他\_\_筆は第1種農地です。

番号5、地区は——です。

譲受人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

譲渡人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

申請地は氷見市\*\*——番、申請書において地目は——番が登記、現況ともに田、——番が登記は田、現況が宅地、現地は耕作されていない状況でした。

申請面積は——m<sup>2</sup>、転用目的が——、権利は——です。  
農地区分は第1種農地です。

なお、こちらは違反転用の状態となっていたことから始末書の提出を受けております。

引き続き、許可基準について説明。

では、今回付された案件5件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、\*\*委員から報告を受けます。

（\*\*委員） 先般\*月\*\*日、わたしと地区推進委員及び事務局員で現地調査を実施しました、その結果について報告いたします。

今回の案件5件につきまして、番号4番と5番は除外申請時に現地調査を実施しており、計画等に変更がないことから改めての現地調査は不要となります。

残る番号1番から3番については、隣接地との境界が確定されており、用排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、隣接農地のある番号2番、3番、4番については隣接農地耕作者からの承諾が得られております。

また、5件すべてに、「氷見市土地改良区」からの同意書が添付されており、番号4番については、「西条畑地かんがい土地改良区」からの同意書も添付されております。

以上、今回の案件5件は、違反転用の案件もありますが、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と\*\*委員の報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いいたします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につ

きまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 以上で本日の付議案件は、全て審議されました。  
これで、氷見市農業委員会8月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年8月1日

議 長

---

署名委員

---

署名委員

---